

令和7年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立水沢商業高等学校

校長名 多 田 拓 章

1 活動の方針

部活動は、学校教育活動の一環として、自発的・自主的にスポーツや文化的活動を行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす効果を期待している。さらに、部活動は、生徒の人間形成を支援するものであることはもとより、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものと考えている。

このような効果を十分に上げるためには、生徒の心身の健康に配慮するとともに、教職員等による指導体制や指導方法の工夫・改善、さらにはコンプライアンスに取り組みながら、持続可能な活動を目指す。

2 休養日・活動時間について

成長期にある生徒が、休養や睡眠のバランスのとれた望ましい生活リズムで、自主的な学習時間を確保できるよう部活動計画を作成する。

- (1) 週1日以上以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
- (2) 1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、適切に設定する。
- (3) 平日の活動時間は、清掃終了後から午後6:30までとし、休日の活動時間は半日程度とする。(ただし、大会・練習試合等の場合は除く)
- (4) 定期考査の1週間前から考査終了前日までの期間は、原則として部活動停止期間とする。
- (5) お盆期間中および年末年始の学校閉庁日は、部活動の休養期間とする。

3 活動のきまり

- (1) 部顧問は、毎月活動計画(休養日を記載したもの)および活動実績を作成し学校長に提出する。また、これを生徒・保護者にも明示する。
- (2) 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- (3) 学校の休業日に大会等で活動時間を上回った場合、他の活動時間を調整する。
- (4) 部顧問は、活動場所に危険箇所(施設・用具を含む)がないか常に状況を確認し、危険箇所が見つかった場合は直ちに管理職、事務室に報告する。
- (5) 部活動中に事故が発生した場合、顧問は生徒の家庭、管理職と連絡を取り、適切に対応する。

4 その他

- (1) 部活動への加入は原則とし、強制するものではない。
- (2) 参加する大会を精査し、生徒や顧問の負担軽減を図る。
- (3) シーズン期とオフシーズン期の活動にメリハリをつけ、生徒のモチベーション維持に努める。